平成２２年（フ）第６１８号
長崎県長崎市高浜町3352番地、旧住所長崎県長崎市高浜町2569番地３　山口アパートＡ―２号
債務者　川原　　卓
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
長崎県長崎市高浜町3353番地
債務者　西藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
長崎県長崎市高浜町3353番地
債務者　西藤　亜紀
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
長崎県長崎市三川町1120番地４、住民票上の住所長崎県長崎市三川町1112番地７
債務者　荒木由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3777番地５―206号
債務者　壺屋　晴美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
長崎県長崎市小江原２丁目15番４―201号
債務者　福田　繁寿
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
長崎県長崎市平和町９番６号　フェイムドヒロシビル406、旧住所長崎県長崎市梁川町７番22号
債務者　矢島　嘉明
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２号
長崎県長崎市赤迫１丁目４番５―302号、旧住所長崎県長崎市金屋町９番21号　松藤金屋町ビル502
債務者　松本　孝子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
長崎県長崎市飯香浦町3216番地
債務者　峯野ひろみ
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
北海道岩見沢市上幌向町350番地４
債務者　滝田　美雪（旧姓伝法）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９９号
北海道岩見沢市東山９丁目４番14号
債務者　七條　和子（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１０号
北海道岩見沢市北４条西18丁目１番15号
債務者　山田　豊子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７４１号
盛岡市南青山町12番36号　ファミールセイ103号
債務者　小野寺伸一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７７１号
盛岡市北夕顔瀬町15番25―406号
債務者　白川美奈子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢310番地157
債務者　松浦　光彦
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４３号
盛岡市厨川２丁目６番62号　フローラル５―101号
債務者　山崎　五月
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第８５３号
神奈川県厚木市下川入46番地１　平和荘103
債務者　西方明こと　ＮＩＳＨＩＫＡＴＡ　ＡＲＭＡＮＤＯ　ＡＫＩＲＡ
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部